

議案第162号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第45条第3項第2号から第8号まで」を「第45条第3項各号」に改める。

第14条第1項の表中

「

第45条第3項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物
------------	---	-------

」

を

「

第45条第3項第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
------------	--	---------------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園において保育室等を3階に設ける場合は、引き続き耐火建築物であることとするため、この条例を制定するものである。